

津市と指定管理者との責任分担表

別紙 2

項目	No.	責任分担の内容	負担者	
			津市	指定管理者
共通	募集要項、仕様書	1 募集要項、仕様書等、市が作成した内容の誤り、変更に関するもの	○	
	応募	2 事業計画書等、指定管理者が提案した内容の不備、誤りに関するもの		○
		3 応募費用に関するもの		○
	制度関連	4 法制度・許認可・税制度の新設・変更に関するもので本施設に特別に影響を及ぼすもの	○	
		5 上記以外の法制度・許認可・税制度の新設・変更に関するもの		○
	住民対応	6 本施設の設置・運営等に対する住民要望及び訴訟への対応	協議	
		7 指定管理者が行う業務に関する苦情・要望等への対応		○
	環境問題	8 指定管理者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、光、臭気に関するもの		○
		9 上記以外の市が行う業務に起因するもの	○	
	第三者賠償	10 指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者(利用者を含む)に損害を与えた場合		○
		11 上記以外の事由によるもの	○	
	債務不履行	12 指定管理者の事業放棄・破綻によるもの		○
		13 市の方針変更、その他手続の遅延などによるもの	○	
	不可抗力	14 風水害・地震・津波などの自然災害、新型コロナウイルスその他新たに発生した感染症等、テロ・暴動など制御できない人為的な事象に起因して生じた損害及び事業履行不能	協議	
維持管理運営	施設損傷	15 施設の劣化及び特定できない第三者による行為(予め取り決めた規模以下のもの)		○
		16 施設の劣化及び特定できない第三者による行為(上記以外のもの)	○	
		17 指定管理者の責めに帰すべき事由による事故・火災等による施設の損傷		○
		18 市の責めによる事故・火災等による施設の損傷	○	
		19 施設の瑕疵によるもの	○	
		20 指定管理者が善管注意義務を怠っていた場合		○
	要求水準仕様未達	21 指定管理者の責めに帰すべき事由によるサービスの仕様・要求水準の不適合、未達		○
		22 市の責めに帰すべき事由によるサービスの仕様・要求水準の不適合、未達	○	
	維持管理	23 指定管理者の事由による施設・設備の変更等に伴う、指定管理者が行う施設の点検・保守・補修の遅延、費用の増加に関するもの		○
		24 市の事由による施設・設備の変更等に伴う、指定管理者が行う施設の点検・保守・補修の遅延、費用の増加に関するもの	○	
	備品等の損傷	25 指定管理者の責めに帰すべき事由による備品等の損傷、滅失		○
		26 市の責めに帰すべき事由による備品等の損傷、滅失	○	
		27 経年劣化によるもの(予め取り決めた規模以下のもの)		○
		28 経年劣化によるもの(上記以外のもの)	○	
	情報管理	29 指定管理者の責めに帰すべき個人情報等の外部流出		○
		30 市の責めに帰すべき事由による個人情報等の外部流出	○	
	施設の停止、中止	31 指定管理者の責めに帰すべき事由により施設の供用ができなくなった場合		○
		32 市の責めに帰すべき事由により施設の供用ができなくなった場合(施設の瑕疵によるものを含む)	○	
	事業運営	33 指定管理者の事由による事業内容・用途の変更等に伴う、事業の遅延、運営費の増加に関するもの		○
		34 市の事業内容・用途の変更等に伴う、事業の遅延、運営費の増加に関するもの	○	
	物価変動	35 人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増減があった場合	協議	
	税制変更	36 消費税(地方消費税を含む)率等の変更	協議	
		37 法人税・法人住民税率等の変更	協議	
	利用者対応	38 指定管理者の業務範囲内のサービス内容等に対する利用者からの苦情及び施設内における利用者間のトラブルへの対処		○

○は主負担

上記の責任分担表については、協定の締結までに変更することがあります。